に改め、同項の表の第一号及び第二号中「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十七年度分」を「平成三十年度分」に、「によつて」を「により」に改め、同表の第三号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第四号中「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十七年度分」を「平成三十年度分」に、「によつて」を「により」に改め、同表の第五号及び第六号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同条第四項の表以外の部分中「平成二十九年度分」を「平成三十二年度分」に改め、同項の表中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に、「によつて」を「により」に改め、同条第五項の表以外の部分中「平成二十九年度分」を「平成三十二年度分」に、「場合の」を「場合における」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同項の表第三百四十九条の三第十二項及び第二十二項並びに第三百四十九条の三の二第一項の項中「第三百四十九条の三の二第一項」の下に「及び第二項」を加え、同表第三百四十九条の三の二第二項の項を削り、同表第四百十一条第三項の項中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「平成二十七年度の土地」を「平成三十年度の土地」に、「平成二十八年度の土地」を「平成三十一年度の土地」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表第四百三十二条第一項の項中「平成二十八年度適用土地」を「平成三十一年度適用土地」に、「平成二十九年度に」を「平成三十二年度に」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に、「平成二十八年度類似適用土地」を「平成三十一年度類似適用土地」に、「平成二十九年度分」を「平成三十二年度分」に改め、同表附則第十五条第十三項、第十九項、第二十二項、第二十三項、第二十六項、第四十二項、第四十四項及び第四十五項、第十五条の二第二項並びに第十五条の三の項中「及び第四十五項」を「、第四十五項及び第四十八項」に改め、同条第六項中「平成二十九年度分」を「平成三十二年度分」に改め、同項の表附則第十五条第十三項、第十九項、第二十二項、第二十三項、第二十六項、第四十二項、第四十四項及び第四十五項、第十五条の二第二項並びに第十五条の三の項中「及び第四十五項」を「、第四十五項及び第四十八項」に改め、同条第八項中「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に、「平成二十九年度分」を「平成三十二年度分」に、「においては」を「には」に改め、同条第九項中「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に、「平成二十九年度分」を「平成三十二年度分」に、「とし、」を「と、」に改め、同条第十項中「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に、「平成二十九年度分」を「平成三十二年度分」に改める。

附則第十八条の前の見出し及び同条第一項から第三項までの規定中「平成二十七年度から平成二十九年度まで」を「平成三十年度から平成三十二年度まで」に改め、同条第四項中「平成二十七年度から平成二十九年度まで」を「平成三十年度から平成三十二年度まで」に、「当該課税標準額」を「前年度分の固定資産税の課税標準額」に改め、同条第五項中「平成二十七年度から平成二十九年度まで」を「平成三十年度から平成三十二年度まで」に改め、同条第六項第一号中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に、「場合の」を「場合における」に改め、同項第二号中「平成二十七年度に」を「平成三十年度に」に、「場合の」を「場合における」に改め、同号イ中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、同号ロ中「平成二十八年度又は平成二十九年度」を「平成三十一年度又は平成三十二年度」に改め、同項第三号中「平成二十八年度に」を「平成三十一年度に」に、「場合の」を「場合における」に改め、同号イ中「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に、「平成二十七年度」を「平成三十年度」に改め、同号ロ中「平成二十六年度分」を「平成二十九年度分」に、「平成二十七年改正前の地方税法」を「平成三十年改正前の地方税法」に改め、同項第二号中「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「それぞれ」を「それぞれ次」に改め、同号イ中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「それぞれ次」を「それぞれ」に改め、同号ロ中「平成二十七年度分」を「平成三十年度分」に改め、「平成二十八年改正前の地方税法」を「平成三十一年改正前の地方税法」に改め、同項の表の第一号及び第二号中「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十七年度分」を「平成三十年度分」に、「によつて」を「により」に改め、同項の表の第三号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同項の表の第四号中「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十七年度分」を「平成三十年度分」に、「によつて」を「により」に改め、同項の表の第五号及び第六号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同条第四項の表以外の部分中「平成二十九年度分」を「平成三十二年度分」に改め、同項の表中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同項の表第三百四十九条の三第十二項及び第二十二項並びに第三百四十九条の三の二第一項の項中「第三百四十九条の三の二第一項」の下に「及び第二項」を加え、同表第三百四十九条の三の二第二項の項を削り、同表第四百十一条第三項の項中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「平成二十七年度の土地」を「平成三十年度の土地」に、「平成二十八年度の土地」を「平成三十一年度の土地」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表第四百三十二条第一項の項中「平成二十八年度適用土地」を「平成三十一年度適用土地」に、「平成二十九年度に」を「平成三十二年度に」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に、「平成二十八年度類似適用土地」を「平成三十一年度類似適用土地」に、「平成二十九年度分」を「平成三十二年度分」に改め、同表附則第十五条第十三項、第十九項、第二十二項、第二十三項、第二十六項、第四十二項、第四十四項及び第四十五項、第十五条の二第二項並びに第十五条の三の項中「及び第四十五項」を「、第四十五項及び第四十八項」に改め、同条第六項中「平成二十九年度分」を「平成三十二年度分」に改め、同項の表附則第十五条第十三項、第十九項、第二十二項、第二十三項、第二十六項、第四十二項、第四十四項及び第四十五項、第十五条の二第二項並びに第十五条の三の項中「及び第四十五項」を「、第四十五項及び第四十八項」に改め、同条第八項中「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に、「平成二十九年度分」を「平成三十二年度分」に、「においては」を「には」に改め、同条第九項中「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に、「平成二十九年度分」を「平成三十二年度分」に、「とし、」を「と、」に改め、同条第十項中「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に、「平成二十九年度分」を「平成三十二年度分」に改める。

附則第十八条の三第一項中「平成二十七年度から平成二十九年度まで」を「平成三十年度から平成三十二年度まで」に改め、同条第二項第一号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「それぞれ」を「それぞれ次」に改め、同号イ中「平成二十六年度分」を「平成二十九年度分」に改め、同号ロ中「平成二十九年度分」を「平成二十七年改正前の地方税法」を「平成三十年改正前の地方税法」に改め、同項第二号中「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「それぞれ」を「それぞれ次」に改め、同号イ中「平成二十七年度分」を「平成三十年度分」に改め、同号ロ中「平成二十七年度分」を「平成三十年度分」に改め、「平成二十八年改正前の地方税法」を「平成三十一年改正前の地方税法」に改め、同項第三号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「それぞれ」を「それぞれ次」に改め、同号イ中「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同号ロ中「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同項各号列記以外の部分中「平成二十七年度に」を「平成三十年度に」に、「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に、「平成二十七年度類似用途変更宅地等」を「平成三十年度類似用途変更宅地等」に、「平成二十八年度に」を「平成三十一年度に」に、「平成二十九年度に」を「平成三十二年度に」に、「平成二十七年度分」を「平成三十年度分」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同項第一号中「平成二十七年度類似用途変更宅地等」を「平成三十年度類似用途変更宅地等」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同項第二号中「平成二十六年度に」を「平成二十九年度に」に、「平成二十七年度分」を「平成三十年度分」に改め、同項第三号中「平成二十九年度類似用途変更宅地等」を「平成三十二年度類似用途変更宅地等」に、「平成二十七年度に」を「平成三十年度に」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同項第四号中「平成二十七年度類似特定用途宅地等」を「平成三十年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十八年度類似特定用途宅地等」を「平成三十一年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十六年度に」を「平成二十九年度に」に、「平成二十七年度分」を「平成三十年度分」に改め、同項第五号中「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第六号中「平成二十九年度類似課税標準額」を「平成三十二年度類似課税標準額」に改め、同項第七号中「平成二十七年度類似特定用途宅地等」を「平成三十年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十八年度類似特定用途宅地等」を「平成三十一年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十六年度に」を「平成二十九年度に」に、「平成二十七年度分」を「平成三十年度分」に改め、同項第八号中「平成二十九年度類似課税標準額」を「平成三十二年度類似課税標準額」に改め、同項第九号中「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第十号中「平成二十九年度類似用途変更宅地等」を「平成三十二年度類似用途変更宅地等」に、「平成二十七年度に」を「平成三十年度に」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同項第十一号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似特定用途宅地等」を「平成三十年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十五年度に」を「平成二十八年度に」に、「平成二十六年度分」を「平成二十九年度分」に改め、同項第十二号中「平成二十六年度類似課税標準額」を「平成二十九年度類似課税標準額」に改め、同項第十三号中「平成二十九年度類似用途変更宅地等」を「平成三十二年度類似用途変更宅地等」に、「平成二十八年度に」を「平成三十一年度に」に、「平成二十七年度分」を「平成三十年度分」に改め、同項第十四号中「平成二十七年度類似特定用途宅地等」を「平成三十年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十四年度に」を「平成二十七年度に」に、「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に改め、同項第十五号中「平成二十六年度類似課税標準額」を「平成二十九年度類似課税標準額」に改め、同項第十六号中「平成二十五年度類似課税標準額」を「平成二十八年度類似課税標準額」に改め、同項第十七号中「平成二十五年度類似用途変更宅地等」を「平成二十八年度類似用途変更宅地等」に、「平成二十四年度に」を「平成二十七年度に」に、「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に改め、同項第十八号中「平成二十四年度類似特定用途宅地等」を「平成二十七年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十五年度類似特定用途宅地等」を「平成二十八年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十三年度に」を「平成二十六年度に」に、「平成二十四年度分」を「平成二十七年度分」に改め、同項第十九号中「平成二十三年度類似課税標準額」を「平成二十六年度類似課税標準額」に改め、同項第二十号中「平成二十三年度類似用途変更宅地等」を「平成二十六年度類似用途変更宅地等」に、「平成二十二年度に」を「平成二十五年度に」に、「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同項第二十一号中「平成二十二年度類似特定用途宅地等」を「平成二十五年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十一年度類似特定用途宅地等」を「平成二十四年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十年度に」を「平成二十三年度に」に、「平成二十二年度分」を「平成二十五年度分」に改め、同項第二十二号中「平成二十一年度類似課税標準額」を「平成二十四年度類似課税標準額」に改め、同項第二十三号中「平成二十年度類似課税標準額」を「平成二十三年度類似課税標準額」に改め、同項第二十四号中「平成二十年度類似用途変更宅地等」を「平成二十三年度類似用途変更宅地等」に、「平成十九年度に」を「平成二十二年度に」に、「平成二十年度分」を「平成二十三年度分」に改め、同項第二十五号中「平成二十年度類似特定用途宅地等」を「平成二十三年度類似特定用途宅地等」に、「平成十九年度類似特定用途宅地等」を「平成二十二年度類似特定用途宅地等」に、「平成十八年度に」を「平成二十一年度に」に、「平成二十年度分」を「平成二十三年度分」に改め、同項第二十六号中「平成十八年度類似課税標準額」を「平成二十一年度類似課税標準額」に改め、同項第二十七号中「平成十八年度類似用途変更宅地等」を「平成二十一年度類似用途変更宅地等」に、「平成十七年度に」を「平成二十年度に」に、「平成十九年度分」を「平成二十二年度分」に改め、同項第二十八号中「平成十七年度類似特定用途宅地等」を「平成二十年度類似特定用途宅地等」に、「平成十六年度類似特定用途宅地等」を「平成十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成十五年度に」を「平成十八年度に」に、「平成十七年度分」を「平成二十年度分」に改め、同項第二十九号中「平成十七年度類似課税標準額」を「平成二十年度類似課税標準額」に改め、同項第三十号中「平成十七年度類似用途変更宅地等」を「平成二十年度類似用途変更宅地等」に、「平成十六年度に」を「平成十九年度に」に、「平成十五年度分」を「平成十八年度分」に改め、同項第三十一号中「平成十六年度類似特定用途宅地等」を「平成十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成十五年度類似特定用途宅地等」を「平成十八年度類似特定用途宅地等」に、「平成十四年度に」を「平成十七年度に」に、「平成十五年度分」を「平成十八年度分」に改め、同項第三十二号中「平成十五年度類似課税標準額」を「平成十八年度類似課税標準額」に改め、同項第三十三号中「平成十五年度類似用途変更宅地等」を「平成十八年度類似用途変更宅地等」に、「平成十四年度に」を「平成十七年度に」に、「平成十五年度分」を「平成十八年度分」に改め、同項第三十四号中「平成十五年度類似特定用途宅地等」を「平成十八年度類似特定用途宅地等」に、「平成十四年度類似特定用途宅地等」を「平成十七年度類似特定用途宅地等」に、「平成十三年度に」を「平成十六年度に」に、「平成十四年度分」を「平成十七年度分」に改め、同項第三十五号中「平成十四年度類似課税標準額」を「平成十七年度類似課税標準額」に改め、同項第三十六号中「平成十四年度類似用途変更宅地等」を「平成十七年度類似用途変更宅地等」に、「平成十三年度に」を「平成十六年度に」に、「平成十四年度分」を「平成十七年度分」に改め、同項第三十七号中「平成十三年度類似特定用途宅地等」を「平成十六年度類似特定用途宅地等」に、「平成十二年度類似特定用途宅地等」を「平成十五年度類似特定用途宅地等」に、「平成十一年度に」を「平成十四年度に」に、「平成十三年度分」を「平成十六年度分」に改め、同項第三十八号中「平成十三年度類似課税標準額」を「平成十六年度類似課税標準額」に改め、同項第三十九号中「平成十三年度類似用途変更宅地等」を「平成十六年度類似用途変更宅地等」に、「平成十二年度に」を「平成十五年度に」に、「平成十三年度分」を「平成十六年度分」に改め、同項第四十号中「平成十二年度類似特定用途宅地等」を「平成十五年度類似特定用途宅地等」に、「平成十一年度類似特定用途宅地等」を「平成十四年度類似特定用途宅地等」に、「平成十年度に」を「平成十三年度に」に、「平成十二年度分」を「平成十五年度分」に改め、同項第四十一号中「平成十二年度類似課税標準額」を「平成十五年度類似課税標準額」に改め、同項第四十二号中「平成十二年度類似用途変更宅地等」を「平成十五年度類似用途変更宅地等」に、「平成十一年度に」を「平成十四年度に」に、「平成十二年度分」を「平成十五年度分」に改め、同項第四十三号中「平成十二年度」を「平成三十一年度」に、「それぞれ」を「それぞれ次」に改め、同号イ中「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同項各号列記以外の部分中「平成二十七年度に」を「平成三十年度に」に、「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に、「平成二十七年度類似用途変更宅地等」を「平成三十年度類似用途変更宅地等」に、「平成二十八年度に」を「平成三十一年度に」に、「平成二十九年度に」を「平成三十二年度に」に、「平成二十七年度分」を「平成三十年度分」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同項第一号中「平成二十七年度類似用途変更宅地等」を「平成三十年度類似用途変更宅地等」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同項第二号中「平成二十六年度に」を「平成二十九年度に」に、「平成二十七年度分」を「平成三十年度分」に改め、同項第三号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「それぞれ」を「それぞれ次」に改め、同号イ中「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同号ロ中「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同項各号列記以外の部分中「平成二十七年度に」を「平成三十年度に」に、「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に、「平成二十七年度類似用途変更宅地等」を「平成三十年度類似用途変更宅地等」に、「平成二十八年度に」を「平成三十一年度に」に、「平成二十九年度に」を「平成三十二年度に」に、「平成二十七年度分」を「平成三十年度分」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同項第一号中「平成二十七年度類似用途変更宅地等」を「平成三十年度類似用途変更宅地等」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同項第二号中「平成二十六年度に」を「平成二十九年度に」に、「平成二十七年度分」を「平成三十年度分」に改め、同項第三号中「平成二十九年度類似用途変更宅地等」を「平成三十二年度類似用途変更宅地等」に、「平成二十七年度に」を「平成三十年度に」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同項第四号中「平成二十七年度類似特定用途宅地等」を「平成三十年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十八年度類似特定用途宅地等」を「平成三十一年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十六年度に」を「平成二十九年度に」に、「平成二十七年度分」を「平成三十年度分」に改め、同項第五号中「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第六号中「平成二十九年度類似課税標準額」を「平成三十二年度類似課税標準額」に改め、同項第七号中「平成二十七年度類似特定用途宅地等」を「平成三十年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十八年度類似特定用途宅地等」を「平成三十一年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十六年度に」を「平成二十九年度に」に、「平成二十七年度分」を「平成三十年度分」に改め、同項第八号中「平成二十九年度類似課税標準額」を「平成三十二年度類似課税標準額」に改め、同項第九号中「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第十号中「平成二十九年度類似用途変更宅地等」を「平成三十二年度類似用途変更宅地等」に、「平成二十七年度に」を「平成三十年度に」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同項第十一号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十四年度類似特定用途宅地等」を「平成二十七年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十五年度に」を「平成二十八年度に」に、「平成二十六年度分」を「平成二十九年度分」に改め、同項第十二号中「平成二十六年度類似課税標準額」を「平成二十九年度類似課税標準額」に改め、同項第十三号中「平成二十九年度類似用途変更宅地等」を「平成三十二年度類似用途変更宅地等」に、「平成二十八年度に」を「平成三十一年度に」に、「平成二十七年度分」を「平成三十年度分」に改め、同項第十四号中「平成二十七年度類似特定用途宅地等」を「平成三十年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十八年度類似特定用途宅地等」を「平成三十一年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十六年度に」を「平成二十九年度に」に、「平成二十七年度分」を「平成三十年度分」に改め、同項第十五号中「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第十六号中「平成二十九年度類似用途変更宅地等」を「平成三十二年度類似用途変更宅地等」に、「平成二十七年度に」を「平成三十年度に」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同項第十七号中「平成二十七年度類似用途変更宅地等」を「平成三十年度類似用途変更宅地等」に、「平成二十六年度に」を「平成二十九年度に」に、「平成二十七年度分」を「平成三十年度分」に改め、同項第十八号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十五年度類似特定用途宅地等」を「平成二十八年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十四年度に」を「平成二十七年度に」に、「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に改め、同項第十九号中「平成二十五年度類似課税標準額」を「平成二十八年度類似課税標準額」に改め、同項第二十号中「平成二十五年度類似用途変更宅地等」を「平成二十八年度類似用途変更宅地等」に、「平成二十四年度に」を「平成二十七年度に」に、「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に改め、同項第二十一号中「平成二十四年度類似特定用途宅地等」を「平成二十七年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十三年度類似特定用途宅地等」を「平成二十六年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十二年度に」を「平成二十五年度に」に、「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同項第二十二号中「平成二十三年度類似課税標準額」を「平成二十六年度類似課税標準額」に改め、同項第二十三号中「平成二十三年度類似用途変更宅地等」を「平成二十六年度類似用途変更宅地等」に、「平成二十二年度に」を「平成二十五年度に」に、「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同項第二十四号中「平成二十二年度類似特定用途宅地等」を「平成二十五年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十一年度類似特定用途宅地等」を「平成二十四年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十年度に」を「平成二十三年度に」に、「平成二十二年度分」を「平成二十五年度分」に改め、同項第二十五号中「平成二十二年度類似課税標準額」を「平成二十五年度類似課税標準額」に改め、同項第二十六号中「平成二十二年度類似用途変更宅地等」を「平成二十五年度類似用途変更宅地等」に、「平成二十一年度に」を「平成二十四年度に」に、「平成二十二年度分」を「平成二十五年度分」に改め、同項第二十七号中「平成二十一年度類似用途変更宅地等」を「平成二十四年度類似用途変更宅地等」に、「平成二十年度に」を「平成二十三年度に」に、「平成二十一年度分」を「平成二十四年度分」に改め、同項第二十八号中「平成二十年度類似特定用途宅地等」を「平成二十三年度類似特定用途宅地等」に、「平成十九年度類似特定用途宅地等」を「平成二十二年度類似特定用途宅地等」に、「平成十八年度に」を「平成二十一年度に」に、「平成二十年度分」を「平成二十三年度分」に改め、同項第二十九号中「平成二十年度類似課税標準額」を「平成二十三年度類似課税標準額」に改め、同項第三十号中「平成二十年度類似用途変更宅地等」を「平成二十三年度類似用途変更宅地等」に、「平成十九年度に」を「平成二十二年度に」に、「平成二十年度分」を「平成二十三年度分」に改め、同項第三十一号中「平成十九年度類似特定用途宅地等」を「平成二十二年度類似特定用途宅地等」に、「平成十八年度類似特定用途宅地等」を「平成二十一年度類似特定用途宅地等」に、「平成十七年度に」を「平成二十年度に」に、「平成十九年度分」を「平成二十二年度分」に改め、同項第三十二号中「平成十九年度類似課税標準額」を「平成二十二年度類似課税標準額」に改め、同項第三十三号中「平成十九年度類似用途変更宅地等」を「平成二十二年度類似用途変更宅地等」に、「平成十七年度に」を「平成二十年度に」に、「平成十九年度分」を「平成二十二年度分」に改め、同項第三十四号中「平成十九年度類似特定用途宅地等」を「平成二十二年度類似特定用途宅地等」に、「平成十八年度類似特定用途宅地等」を「平成二十一年度類似特定用途宅地等」に、「平成十七年度に」を「平成二十年度に」に、「平成十九年度分」を「平成二十二年度分」に改め、同項第三十五号中「平成十九年度類似課税標準額」を「平成二十二年度類似課税標準額」に改め、同項第三十六号中「平成十九年度類似用途変更宅地等」を「平成二十二年度類似用途変更宅地等」に、「平成十七年度に」を「平成二十年度に」に、「平成十九年度分」を「平成二十二年度分」に改め、同項第三十七号中「平成十九年度類似特定用途宅地等」を「平成二十二年度類似特定用途宅地等」に、「平成十八年度類似特定用途宅地等」を「平成二十一年度類似特定用途宅地等」に、「平成十七年度に」を「平成二十年度に」に、「平成十九年度分」を「平成二十二年度分」に改め、同項第三十八号中「平成十九年度類似課税標準額」を「平成二十二年度類似課税標準額」に改め、同項第三十九号中「平成十九年度類似用途変更宅地等」を「平成二十二年度類似用途変更宅地等」に、「平成十七年度に」を「平成二十年度に」に、「平成十九年度分」を「平成二十二年度分」に改め、同項第四十号中「平成十九年度類似特定用途宅地等」を「平成二十二年度類似特定用途宅地等」に、「平成十八年度類似特定用途宅地等」を「平成二十一年度類似特定用途宅地等」に、「平成十七年度に」を「平成二十年度に」に、「平成十九年度分」を「平成二十二年度分」に改め、同項第四十一号中「平成十九年度類似課税標準額」を「平成二十二年度類似課税標準額」に改め、同項第四十二号中「平成十九年度類似用途変更宅地等」を「平成二十二年度類似用途変更宅地等」に、「平成十七年度に」を「平成二十年度に」に、「平成十九年度分」を「平成二十二年度分」に改め、同項第四十三号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「それぞれ」を「それぞれ次」に改め、同号イ中「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同項各号列記以外の部分中「平成二十七年度に」を「平成三十年度に」に、「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に、「平成二十七年度類似用途変更宅地等」を「平成三十年度類似用途変更宅地等」に、「平成二十八年度に」を「平成三十一年度に」に、「平成二十九年度に」を「平成三十二年度に」に、「平成二十七年度分」を「平成三十年度分」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同項第一号中「平成二十七年度類似用途変更宅地等」を「平成三十年度類似用途変更宅地等」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同項第二号中「平成二十六年度に」を「平成二十九年度に」に、「平成二十七年度分」を「平成三十年度分」に改め、同項第三号中「平成二十九年度類似用途変更宅地等」を「平成三十二年度類似用途変更宅地等」に、「平成二十七年度に」を「平成三十年度に」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同項第四号中「平成二十七年度類似特定用途宅地等」を「平成三十年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十八年度類似特定用途宅地等」を「平成三十一年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十六年度に」を「平成二十九年度に」に、「平成二十七年度分」を「平成三十年度分」に改め、同項第五号中「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第六号中「平成二十九年度類似課税標準額」を「平成三十二年度類似課税標準額」に改め、同項第七号中「平成二十七年度類似特定用途宅地等」を「平成三十年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十八年度類似特定用途宅地等」を「平成三十一年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十六年度に」を「平成二十九年度に」に、「平成二十七年度分」を「平成三十年度分」に改め、同項第八号中「平成二十九年度類似課税標準額」を「平成三十二年度類似課税標準額」に改め、同項第九号中「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第十号中「平成二十九年度類似用途変更宅地等」を「平成三十二年度類似用途変更宅地等」に、「平成二十七年度に」を「平成三十年度に」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同項第十一号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十四年度類似特定用途宅地等」を「平成二十七年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十五年度に」を「平成二十八年度に」に、「平成二十六年度分」を「平成二十九年度分」に改め、同項第十二号中「平成二十六年度類似課税標準額」を「平成二十九年度類似課税標準額」に改め、同項第十三号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「それぞれ」を「それぞれ次」に改め、同号イ中「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同項各号列記以外の部分中「平成二十七年度に」を「平成三十年度に」に、「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に、「平成二十七年度類似用途変更宅地等」を「平成三十年度類似用途変更宅地等」に、「平成二十八年度に」を「平成三十一年度に」に、「平成二十九年度に」を「平成三十二年度に」に、「平成二十七年度分」を「平成三十年度分」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同項第一号中「平成二十七年度類似用途変更宅地等」を「平成三十年度類似用途変更宅地等」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同項第二号中「平成二十六年度に」を「平成二十九年度に」に、「平成二十七年度分」を「平成三十年度分」に改め、同項第三号中「平成二十九年度類似用途変更宅地等」を「平成三十二年度類似用途変更宅地等」に、「平成二十七年度に」を「平成三十年度に」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同項第四号中「平成二十七年度類似特定用途宅地等」を「平成三十年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十八年度類似特定用途宅地等」を「平成三十一年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十六年度に」を「平成二十九年度に」に、「平成二十七年度分」を「平成三十年度分」に改め、同項第五号中「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第六号中「平成二十九年度類似課税標準額」を「平成三十二年度類似課税標準額」に改め、同項第七号中「平成二十七年度類似特定用途宅地等」を「平成三十年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十八年度類似特定用途宅地等」を「平成三十一年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十六年度に」を「平成二十九年度に」に、「平成二十七年度分」を「平成三十年度分」に改め、同項第八号中「平成二十九年度類似課税標準額」を「平成三十二年度類似課税標準額」に改め、同項第九号中「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第十号中「平成二十九年度類似用途変更宅地等」を「平成三十二年度類似用途変更宅地等」に、「平成二十七年度に」を「平成三十年度に」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同項第十一号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十四年度類似特定用途宅地等」を「平成二十七年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十五年度に」を「平成二十八年度に」に、「平成二十六年度分」を「平成二十九年度分」に改め、同項第十二号中「平成二十六年度類似課税標準額」を「平成二十九年度類似課税標準額」に改め、同項第十三号中「平成二十九年度類似用途変更宅地等」を「平成三十二年度類似用途変更宅地等」に、「平成二十八年度に」を「平成三十一年度に」に、「平成二十七年度分」を「平成三十年度分」に改め、同項第十四号中「平成二十七年度類似特定用途宅地等」を「平成三十年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十八年度類似特定用途宅地等」を「平成三十一年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十六年度に」を「平成二十九年度に」に、「平成二十七年度分」を「平成三十年度分」に改め、同項第十五号中「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第十六号中「平成二十九年度類似用途変更宅地等」を「平成三十二年度類似用途変更宅地等」に、「平成二十七年度に」を「平成三十年度に」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同項第十七号中「平成二十七年度類似用途変更宅地等」を「平成三十年度類似用途変更宅地等」に、「平成二十六年度に」を「平成二十九年度に」に、「平成二十七年度分」を「平成三十年度分」に改め、同項第十八号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十五年度類似特定用途宅地等」を「平成二十八年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十四年度に」を「平成二十七年度に」に、「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に改め、同項第十九号中「平成二十五年度類似課税標準額」を「平成二十八年度類似課税標準額」に改め、同項第二十号中「平成二十五年度類似用途変更宅地等」を「平成二十八年度類似用途変更宅地等」に、「平成二十四年度に」を「平成二十七年度に」に、「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に改め、同項第二十一号中「平成二十四年度類似特定用途宅地等」を「平成二十七年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十三年度類似特定用途宅地等」を「平成二十六年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十二年度に」を「平成二十五年度に」に、「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同項第二十二号中「平成二十三年度類似課税標準額」を「平成二十六年度類似課税標準額」に改め、同項第二十三号中「平成二十三年度類似用途変更宅地等」を「平成二十六年度類似用途変更宅地等」に、「平成二十二年度に」を「平成二十五年度に」に、「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同項第二十四号中「平成二十二年度類似特定用途宅地等」を「平成二十五年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十一年度類似特定用途宅地等」を「平成二十四年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十年度に」を「平成二十三年度に」に、「平成二十二年度分」を「平成二十五年度分」に改め、同項第二十五号中「平成二十二年度類似課税標準額」を「平成二十五年度類似課税標準額」に改め、同項第二十六号中「平成二十二年度類似用途変更宅地等」を「平成二十五年度類似用途変更宅地等」に、「平成二十一年度に」を「平成二十四年度に」に、「平成二十二年度分」を「平成二十五年度分」に改め、同項第二十七号中「平成二十一年度類似用途変更宅地等」を「平成二十四年度類似用途変更宅地等」に、「平成二十年度に」を「平成二十三年度に」に、「平成二十一年度分」を「平成二十四年度分」に改め、同項第二十八号中「平成二十年度類似特定用途宅地等」を「平成二十三年度類似特定用途宅地等」に、「平成十九年度類似特定用途宅地等」を「平成二十二年度類似特定用途宅地等」に、「平成十八年度に」を「平成二十一年度に」に、「平成二十年度分」を「平成二十三年度分」に改め、同項第二十九号中「平成二十年度類似課税標準額」を「平成二十三年度類似課税標準額」に改め、同項第三十号中「平成二十年度類似用途変更宅地等」を「平成二十三年度類似用途変更宅地等」に、「平成十九年度に」を「平成二十二年度に」に、「平成二十年度分」を「平成二十三年度分」に改め、同項第三十一号中「平成十九年度類似特定用途宅地等」を「平成二十二年度類似特定用途宅地等」に、「平成十八年度類似特定用途宅地等」を「平成二十一年度類似特定用途宅地等」に、「平成十七年度に」を「平成二十年度に」に、「平成十九年度分」を「平成二十二年度分」に改め、同項第三十二号中「平成十九年度類似課税標準額」を「平成二十二年度類似課税標準額」に改め、同項第三十三号中「平成十九年度類似用途変更宅地等」を「平成二十二年度類似用途変更宅地等」に、「平成十七年度に」を「平成二十年度に」に、「平成十九年度分」を「平成二十二年度分」に改め、同項第三十四号中「平成十九年度類似特定用途宅地等」を「平成二十二年度類似特定用途宅地等」に、「平成十八年度類似特定用途宅地等」